

## 福井県傷病鳥獣救護等取扱要綱

(制定 昭和 50 年 4 月 1 日)

(最終改正 平成 31 年 4 月 1 日)

### (通則)

**第 1** この要綱は、疾病または負傷した野生鳥獣（以下、「傷病鳥獣」いう。）について福井県が行う救護（捕獲、治療、リハビリテーション、放野）および救護に係る死亡個体の処置について定める。

傷病鳥獣救護に必要な手続き等は、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下、「種の保存法」という。）、文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）等の関連法令に従うとともに、福井県第 12 次鳥獣保護管理事業計画（平成 29 年 3 月 31 日福井県告示第 126 号）によるものとする。

### (傷病鳥獣救護の基本的考え方)

**第 2** 鳥獣は、山野等において、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素であり、人為の及ばない自然の営みである。一方、人には鳥獣を敬い、命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥獣救護は、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。さらに、近年、一部の増えすぎた野生鳥獣や、他地域から持ち込まれ本来生息していない外来鳥獣が、生態系被害をはじめ農林水産業や人の暮らしへ深刻な被害を出している状況もあり、これらの鳥獣は積極的な捕獲が行われている。

傷病鳥獣救護については、こういった鳥獣保護思想上の考え方や社会的情勢を踏まえ、原則として、傷病の原因が人為的な影響による在来の鳥獣を対象として、特に絶滅のおそれのある種の保全や環境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて、県民の理解を得ながら対応するものとする。

**2** 傷病鳥獣の取り扱いは、前項の考え方を踏まえ、鳥獣の種類と傷病の原因に応じて次のとおりとする。

#### (1) 絶滅のおそれのある種の個体

環境省および福井県が選定した「絶滅のおそれのある野生動植物（環境省レッドリストおよび福井県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種）」に該当する鳥獣種の個体については、原則、傷病の発生原因が人為的な行為による場合に限り、生物多様性の保全に貢献する観点から救護を行う。または、発生の予防措置を講ずるためや環境モニタリングに必要な場合に救護を行う。

## (2) 外来種の個体

国内由来および国外由来の外来種については救護しない。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）」に基づく特定外来生物（アライグマ、ヌートリア）については、できるだけ苦痛を与えない方法で致死させるか、同法に基づく市町防除計画により殺処置を行う。特定外来生物以外の外来種（ハクビシン等）についても、できるだけ苦痛を与えない方法で致死させるか、市町が行う有害鳥獣捕獲の対象として殺処置するよう努める。

## (3) (1) および (2) 以外の種の個体

原則、救護しない。ただし、傷病の発生原因が人為的な行為による場合、発生の予防措置を講ずる必要がある場合、環境モニタリングに必要な場合等の救護の目的と意義が明確である場合は、救護を行う。なお、第二種特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）や日常的に有害捕獲の対象となっている種（カラス類、トビ、アナグマ等）については、地域の鳥獣害の実情に応じて市町が行う有害鳥獣捕獲の対象として殺処置を行う。

### (傷病鳥獣の救護従事者)

**第 3** 傷病鳥獣の捕獲は、原則として、次に掲げる救護従事者が行うものとする。

- (1) 自然環境課、自然保護センター、海浜自然センター、里山里海湖研究所の職員
- (2) 鳥獣保護管理員
- (3) 県農林部局職員、市町の鳥獣行政担当職員（ただし、同意を得られた場合に限る）

**2** 救護従事者は、国内希少野生動植物種に該当する鳥獣にあつては、種の保存法に基づき環境省中部地方環境事務所長あて、それ以外の鳥獣は、鳥獣保護管理法に基づき自然環境課長あて、事前に捕獲許可を申請し許可を受けておくものとする。

### (傷病個体の取扱い)

**第 4** 傷病鳥獣について県民から通報や保護の要請を受けた場合は、本要綱第 2 に照らし、救護を行う場合は、本要綱第 3 で定める救護従事者が、次に掲げる事項に留意して行うものとする。ただし、収容、リハビリテーションが必要な救護は、自然保護センターが実施可能な場合に限る。

- (1) 傷病鳥獣の捕獲、運搬にあつては人獣共通感染症の罹患やダニ等の吸血性節足動物の寄生等を防ぐため、マスク、手袋、長袖、長ズボン、長靴等の着用を徹底するとともに、病原体等の拡散を防ぐため排泄物、血液、羽、毛等が外に漏れない容器により収容運搬するなどの対策を講じること。飛散等した場合は、すぐに消毒を行うこと。手袋やマスクはできるだけ医療廃棄物として廃棄し、帽子や使い捨てではな

い衣類、長靴等は洗淨、滅菌すること。傷病個体に接触した後は、うがい、手指の消毒を徹底すること。

- (2) 傷病個体を捕獲するときには、皮手袋やゴーグル、フェイスシールド等を着用し傷病個体からの攻撃（くちばしや角で突く、噛む、爪でひっかく等）で従事者が負傷しないよう十分に安全対策を講じること。

2 救護従事者は、(公益社団法人)福井県獣医師会が配置する傷病鳥獣の嘱託医(動物病院)へ搬送し診察を受ける場合は、事前に受け入れ病院へ連絡し、持ち込みの承諾を得るものとする。

3 救護した鳥獣の傷病が回復したときや、傷病の程度が軽いものについては、応急処置等を施し、捕獲場所もしくはその近くの安全な場所に移して放野するものとする。放野が不可能な鳥獣については、繁殖、研究もしくは教育のための活用を検討するものとする。

これらの対処が困難な場合は、獣医師等の専門家の意見を参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。

#### (死亡個体の取扱い)

第5 傷病鳥獣の救護中に死亡した個体については、学術上保存すべき必要のある時は、研究機関、博物館、学校等の公共施設にその顛末を記録して保存されるよう努めるとともに、その他については焼却または適切に埋設することとする。

2 拾得届出のあった傷病鳥獣の死亡個体(狩猟鳥獣を除く)については、個人的にはく製等にして所持せず、前項と同様の扱いとするよう届出者に指導するものとする。

#### (手続き等)

第6 傷病鳥獣の救護を行った場合は、捕獲日時、場所、捕獲時の傷病個体の状況、最終処置等について記録するものとする。

2 救護が必要な傷病鳥獣が文化財保護法に基づく特別天然記念物または天然記念物である場合は、救護前にあらかじめ市町教育委員会に連絡のうえ、その指示を受け措置するものとするとともに、同法に基づく現状変更手続きについても市町教育委員会と協議するものとする。

3 傷病鳥獣が種の保存法に基づく国内希少野生動植物種である場合は、捕獲後30日以内に「緊急に保護を要する国内希少野生動植物種捕獲等通知書」を環境大臣に通知しなければならない。

- 4 非狩猟鳥獣の傷病個体を飼養する場合は、捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に、飼養を行う施設のある住所の市町へ飼養登録を行わなければならない。また、第 12 次鳥獣保護管理事業計画の定めにより、非狩猟鳥獣の個人飼養は認めていないことを周知し、違法な飼養が行われないよう指導するものとする。
- 5 傷病の原因が鳥獣保護管理法に違反（疑いを含む）する場合は、自然環境課へ連絡するとともに、所轄の警察署へ通報、もしくは発見者に通報するよう指導するものとする。

#### （感染症対策）

**第 7** 収容した傷病個体に人獣共通感染症が疑われる場合は、搬入後速やかに隔離および検査を行い、感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。平成 10 年法律第 114 号）」、「狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）」等の関係法令等の規定に従い、県健康福祉センターまたは福井市保健所（福井市の地域に限る。）へ連絡し適切に対処すること。

- 2 傷病鳥獣が発見された地域またはその周辺地域で「家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）」第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合に、同病に感受性のある鳥獣の収容においてはその症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取るものとする。
- 3 行政担当者や鳥獣保護管理員等の救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、衛生管理等に関する研修を行うこと。

#### （普及啓発）

**第 8** 傷病鳥獣の発見者からの救護の通報に対し、本要綱第 2 に照らして救護を行わない判断となった場合は、必要に応じてその理由等を含めて通報者に説明し理解を得ることに努めるものとする。

- 2 特に鳥類のヒナの保護については、飛行訓練中のものや、親鳥に餌をもらうのを待っている場合がほとんどであることを踏まえ、依頼者に対しヒナの正常な巣立ちの過程であることを説明するとともに、すでに捕獲してしまっている場合には、速やかに元の場所に戻すように指導するものとする。なお、ヒナが車道などの危険な場所や、カラスや野良猫に襲われる恐れがある場合は、茂みの中や枝の上などの安全な場所に移動させるよう依頼するものとする。

#### （報告）

**第 9** 自然保護センターは、前年度の傷病鳥獣の救護の実績を、毎年 5 月末までに福井県獣

医師会取扱い実績とあわせてとりまとめ、別途定める様式により、自然環境課および環境省に報告するものとする。